障害福祉サービス利用単位と加算

令和6年6月1日現在

【居宅介護利用料】

居宅介護	利用時間	利用単位	特定事業所加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	地域区分
居宅における身体介護 通院介助（身体介護伴う）	30 分未満	256 単位	1ヶ月の利用合計単位の 10%が加算されます。	1ヶ月の利用合計単位の 30.2%が加算されます。	周南市は 1 単位 =10.18 円で計算します。
	30 分以上 1 時間未満	404 単位			
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位			
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位			
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位			
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位			
	以降 30 分増すごとに 83 単位追加				
家事援助	30 分未満	106 単位			
	30 分以上 45 分未満	153 単位			
	45 分以上 1 時間未満	197 単位			
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	239 単位			
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275 単位			
	以降 15 分増すごとに 35 単位追加				
通院介助（身体介護伴わない）	30 分未満	106 単位			
	30 分以上 1 時間未満	197 単位			
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	275 単位			
	以降 30 分増すごとに 69 単位追加				
通院介助（身体介護伴う）	30 分未満	256 単位			
	30 分以上 1 時間未満	404 単位			
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位			
	以降 30 分増すごとに 83 単位追加				

[その他の加算]

＊初回加算　200 単位／月

＊特別地域加算　1ヶ月の利用合計単位の 15%が加算されます

（対象地域:【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村）

＊利用者負担上限額管理加算（月 1 回を限度）　150 単位／回

＊福祉専門職員等連携加算（90 日の間、3 回を限度）　564 単位／回

＊基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

【重度訪問介護事業利用料】

利用時間	利用単位	地域区分
1 時間未満	186 単位	周南市は 1 単位=10.18 円で 計算します。
1 時間以上1時間 30 分未満	277 単位	
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369 単位	
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461 単位	
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553 単位	
3 時間以上 3 時間 30 分未満	644 単位	
3 時間 30 分以上 4 時間未満	736 単位	
4 時間以上 8 時間未満	821 単位に 30 分増すごとに 85 単位を加算	
8 時間以上 12 時間未満	1,505 単位に 30 分増すごとに 85 単位を加算	
12 時間以上 16 時間未満	2,184 単位に 30 分増すごとに 81 単位を加算	
16 時間以上 20 時間未満	2,834 単位に 30 分増すごとに 86 単位を加算	
20 時間以上 24 時間未満	3,520 単位に 30 分増すごとに 80 単位を加算	

[その他の加算]

＊初回加算　200 単位／月

＊特別地域加算　1ヶ月の利用合計単位の 15%が加算されます

（対象地域:【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村）

＊利用者負担上限額管理加算（月 1 回を限度）　150 単位／回

＊行動障害支援連携加算（30 日の間、1 回を限度）　584 単位／回

＊基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

【同行援護利用料】

<table>
<tr><th>利用時間</th><th>利用単位</th><th>特定事業所
加算（Ⅱ）</th><th>福祉・介護職員等
処遇改善加算
Ⅴ(8)</th><th>地域区分</th></tr>
<tr><td>30 分未満</td><td>191 単位</td><td rowspan="8">1ヶ月の利用単位の 10%が加算されます。</td><td rowspan="8">1ヶ月の利用合計単位の 30.2%が加算されます。</td><td rowspan="8">周南市は 1 単位＝10.18 円で計算します。</td></tr>
<tr><td>30 分以上 1 時間未満</td><td>302 単位</td></tr>
<tr><td>1 時間以上 1 時間 30 分未満</td><td>436 単位</td></tr>
<tr><td>1 時間 30 分以上 2 時間未満</td><td>501 単位</td></tr>
<tr><td>2 時間以上 2 時間 30 分未満</td><td>566 単位</td></tr>
<tr><td>2 時間 30 分以上 3 時間未満</td><td>632 単位</td></tr>
<tr><td>3 時間以上</td><td>697 単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">30 分増すごとに 66 単位</td></tr>
<tr><td colspan="5">［その他の加算］
＊初回加算　200 単位／月
＊特別地域加算　1ヶ月の利用合計単位の 15%が加算されます
（対象地域:【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村）
＊利用者負担上限管理加算（月 1 回を限度）　150 単位／回</td></tr>
</table>

＊基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。